

・別紙 2

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引法施行令第二条の十二、企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条

規制の名称：株式報酬に係る開示規制の見直し

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案

担当部局：企画市場局 企業開示課

評価実施時期：平成 31 年 4 月 19 日

(1) 事業者の数の制限

問 1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本案は、株式報酬に係る株式交付について、取得勧誘の相手方を会社等の取締役等とすることを条件に有価証券届出書の提出を免除し、臨時報告書の提出で足りることとするものにすぎず、株式報酬に係る株式交付に当たって許認可等を求めるものではない。

問 2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本案は、株式報酬に係る株式交付について、取得勧誘の相手方を会社等の取締役等とすることを条件に有価証券届出書の提出を免除し、臨時報告書の提出で足りることとするものにすぎず、株式報酬に係る株式交付に当たって地理的範囲を制限するものではない。

問 3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本案は、当該事業者が株式報酬に係る株式交付をする企業に対して等しく適用されるものであり、既存事業者と新規参入者との間でコストに差異が生じるものではない。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本案は、株式報酬に係る株式交付について取得勧誘の相手方を会社等の取締役等とすることを条件に有価証券届出書の提出を免除し、臨時報告書の提出で足りることとするものによらず、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するものではない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本案は、株式報酬に係る株式交付について、取得勧誘の相手方を会社等の取締役等とすることを条件に有価証券届出書の提出を免除し、臨時報告書の提出で足りることとするものによらず、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではない。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本案は、株式報酬に係る株式交付について、取得勧誘の相手方を会社等の取締役等とすることを条件に有価証券届出書の提出を免除し、臨時報告書の提出で足りることとするものによらず、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。

### (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本案は、株式報酬に係る株式交付について、取得勧誘の相手方を会社等の取締役等とすることを条件に有価証券届出書の提出を免除し、臨時報告書の提出で足りることとするものによらず、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではない。

### (4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本案は、株式報酬に係る株式交付について、取得勧誘の相手方を会社等の取締役等とすることを条件に有価証券届出書の提出を免除するものであるが、株式報酬に係るストック・オプションの交付の取り扱いと同様に、臨時報告書の提出を求めることとするものであり、投資家(需要者)にとって投資判断に必要な情報は引き続き開示される。

#### 結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。